

介護老人福祉施設 シルバーケア九頭竜 運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人 九頭竜厚生事業団が、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム及び介護保険法に規定する介護老人福祉施設として設置経営する介護老人福祉施設「シルバーケア九頭竜」（以下「施設」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護支援専門員、看護職員及び介護職員等の職員が、入所する要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上の世話を行うことにより、要介護状態にある入所者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の職員は、身体上又は精神上要介護状態になった入所者に対して、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。又、必要に応じて居宅において日常生活が可能であるか検討し、退所が必要な入所者には適切な指導援助を行う。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、施設の職員は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 本事業の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 シルバーケア九頭竜
- (2) 所在地 福井県勝山市平泉寺町岩ヶ野第42号61番地

(職員の職種及び員数)

第4条 施設の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 医 師 1名（非常勤）

(3) 生活相談員	1名
(4) 介護支援専門員	1名
(5) 看護職員	3名以上
(6) 介護職員	22名以上
(7) 栄養士	1名以上
(8) 機能訓練指導員	1名以上
(9) 事務員	1名以上

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）は、施設を代表し、事業運営を統括する。
- (2) 医師は看護職員との連携により、常に入所者の症状及び心身の状況を把握し、日々の健康を管理するとともに、施設において必要な医療の提供が困難な時は、協力医療機関その他適切な医療機関への措置を講ずる。
- (3) 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、適切な相談・助言、家族との連携・交流、行政機関における諸手続きなどの代行事務、入退所時の必要な便宜など、日常生活上の必要な援助を行う。
- (4) 介護支援専門員は、入所者の心身の状況に応じて食事、排泄、入浴その他日常生活上の世話などに関する施設サービス計画作成と評価、入退所にかかる援助などを主な業務とし、入所者の自立生活を支援する。
- (5) 看護職員は、常に入所者の症状及び心身の状況を把握し、嘱託医の指示に基づいて日々の健康を管理し、機会あるごとに家族への説明に努める。入所者の症状からみて医療の提供が必要と判断した時は嘱託医の指示により、協力医療機関その他適切な医療機関への通院の措置を講じ、必要に応じて入退院時の便宜を図る。
- (6) 介護職員は、心身の状況に応じて食事、排泄、入浴その他日常生活上の世話など、施設サービス計画に基づいた介護サービスを提供するとともに、家族との連携・交流の援助を行う。
- (7) 栄養士は、給食委託業者との連携を密にしながら、入所者の栄養・身体状況・嗜好を考慮した栄養マネジメントを推進する。
- (8) 機能訓練指導員は、入所者の心身の状況などを踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持、安楽な姿勢保持のための機能訓を行う。
- (9) 事務員は、施設介護サービスの提供に伴う法に定める利用料などの徴収の他、会計全般、庶務、接遇を主な業務とし、必要に応じて入所者の援助業務を行う。

(入所の定員)

第6条 施設の入所定員は、75名とする。

(入所手続き等)

第7条 施設は、施設サービスの開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、サービスの選択に必要な重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

2 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。

3 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、その趣旨及び内容に沿ってサービスの提供を行う。

(入退所)

第8条 施設は、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」に基づいて入所決定を行う。

2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービスの提供を行う。

3 施設は、正当な理由がなく施設サービスの提供を拒んではならない。

4 施設は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

5 施設は、災害その他止むを得ない事情がある時以外は、入所定員及び居室定員を超過して入所を受け入れてはならない。

6 施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。

7 施設は、入所者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて、定期的に検討する。その検討に当たっては、生活相談員、介護支援専門員、看護及び介護職員等で協議する。

8 施設は、入所者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められる者に対し、入所者、家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。

9 施設は、入所者の退所に際し、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健、医療、福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携の提供に努める。

(要介護認定)

第9条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入所申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

2 施設は、要介護認定の更新が、遅くとも有効期間が終了する30日前には申請されるよう、入所者に対して援助する。

(利用料その他の費用)

第10条 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、当該介護老人福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」による利用者負担を適用する。

(上記以外の場合は、介護保険法が定めた負担割合とする。)

2 前項の他、次に掲げる費用は利用者負担とする。

(1) 居住費

①従来型個室(部屋料、光熱水費) 1,480円(1日当たり)

②2人～4人部屋(部屋料、光熱水費) 1,160円(1日当たり)

但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費(食材料費、調理費) 1,890円(1日当たり)

その内訳は、朝食 400円、昼食 800円、夕食 690円

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 利用者が選定する特別な食事

利用者が選定する特別な食事を提供するための追加費用(食材料費) 実費

(4) 理美容代 業者による理美容 実費

(5) 入所、退所時の送迎費用(初回時のみ) 実費

(6) 日用品費 実費

(7) 利用者の希望による教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用 クラブ活動等の材料費等 実費

(8) 利用者の希望による外出、買い物、行楽等に係る費用交通費等 実費

(9) 利用者の希望による協力病院以外で市外医療機関へ受診時の交通費 実費

(10) 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) 実費

(11) 私物の洗濯代(個別に外部の業者に取り次ぐ場合の洗濯代) 実費

3 前項の費用の利用料負担は、入所者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、その支払いに同意する署名捺印を受ける。

4 新たな費用が発生した場合は、第2項の費用の内容及び金額を変更することができる。

- 5 前項の変更を行う場合は、変更の1か月以上前に利用者又は家族に対し、変更内容について文書で通知し、説明した上で変更に同意する旨の署名捺印を受ける。
- 6 前項の費用の支払いは、原則として入所者が指定する口座より、指定期日に支払いを受ける。

(施設サービス計画の作成)

第11条 施設長（管理者）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- (1) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、適正な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接を行う。この場合、その趣旨を入所者及び家族に十分な説明と同意を得る。
- (4) 介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉サービスの内容、指定介護サービスを提供する上での留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- (5) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、それぞれの立場からの意見を求める。
- (6) 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又はその家族に説明し、文書により入所者又は家族の同意を得る。
- (7) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- (9) 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況に当たっては、入所者、及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り、①定期的な入所者との面接、②定期的にモニタリング結果の記録を行う。

- (10) 介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について担当者から意見を求める。
- (11) 介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務のほか、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に向けた情報を提供する等の業務を行う。

(入所者に対するサービスの内容)

第12条 施設は、施設サービス計画に基づき入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、日常生活の援助を適切に行う。

- 2 施設は、サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然且つ画一的な計画にならないよう配慮する。
- 3 施設の職員は、サービスの提供に当たって入所者又はその家族から説明を求められた時は、懇切丁寧に分かり易く説明する。
- 4 施設は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 施設の事業に係る介護福祉施設サービス内容は次のとおりとする。

(1) 介護

介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に配慮し、施設サービス計画に基づいて残存機能の維持向上が図られるよう介護サービスを提供する。

- ①入浴は入所者の心身の状況に応じ、週2回以上の入浴機会を設け、入浴が困難な場合は、清拭を行う。
- ②排泄の介護は、入所者の排泄状況を基に、トイレ誘導等の自立支援を行う。止むを得ずオムツを使用する場合は、その心身活動に適したオムツを提供する。
- ③日常生活自立度が低い入所者は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うと共に、発生を防止するための体制を整備する。
- ④施設は、入所者の生活の場であることから、離床、着替え、整容その他、日常生活は通常の一日の流れに沿った世話をを行う。

(2) 食事の提供

入所者の心身の状況を考慮し、必要に応じて治療食などを栄養士の管理の基に提供する。又、入所が通常の献立の他に希望する特別な食事などについては、健康に十分配慮すると共に家族の同意を得て提供する。

(3) 機能訓練

入所者の心身の状況に応じ、日常生活を送るために必要な機能の改善又は維持のために訓練を行う。

(4) 健康管理

医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意すると共に健康保持のための適切な措置を講ずる。

(5) 相談助言

常に、入所者の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談助言と必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供

常に、入所者の家族との連携を図り、入所者と家族との交流等の機会、入所者との外出の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務、適宜のレクリエーションその他日常生活における便宜を供与する。

(7) 入院期間中

入所者に入院の必要が生じた場合、概ね3カ月以内に退院することが明かに認められるときは、入所者の希望を踏まえて、必要に応じて日常生活上必要な便宜を図ると共に、止むを得ない場合を除いて、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所できるように援助する。

(8) その他

施設の目的、運営方針に係る必要な援助を行う。

(身体拘束の廃止)

第13条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しない。

2 施設は、身体拘束等を廃止する委員会などにおいて、施設長や医師の意見を求めながら、前項の緊急止むを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するか検討する。

3 施設は、緊急止むを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急止むを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 施設は、緊急止むを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を利用者や家族に出来る限り詳細に説明する。施設は緊急止むを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を記録する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第14条 入所者は、施設から介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次のことについて留意する。

- (1) 施設の定めた生活目標、健康管理上の指示に従うこと
- (2) 火災の防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない
- (3) 暴力、喧嘩などの迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと
- (4) サービスの内容について苦情、相談及び意見が有る時は、いつでも申し出る
こと
- (5) その他、施設長が管理上支障があると認めたこと

(勤務体制の確保)

第 15 条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスやその他のサービスを提供するため、職員の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2 施設は、職員の資質向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第 16 条 施設は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

2 施設で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行うと共に、火災発生の場合は、初期消火に努める。

3 施設は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者又は火気消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検を其々年 2 回行う。

4 施設は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や備品の備蓄を整備すると共に、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(緊急時等における対処方法)

第 17 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 18 条 施設は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するために次の通り衛生管理を行う。

- (1) 寝具類は、週に 1 度のシーツ交換、年 1 回の丸洗い乾燥と消毒を行う。
- (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除を行う。
- (3) 医薬品及び医療器具は、医師の指導の下で看護職員が管理する。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じる。
- (1) 感染症又は食中毒の予防並びにまん延防止のための指針の整備
 - (2) 給食サービス及び設備は、給食管理マニュアルに基づいて実施
 - (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会並びに介護職員、調理職員その他の従業者に対する研修会の定期的な実施
 - (4) 感染症又は食中毒の予防並びにまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備

(協力医療機関)

第 19 条 施設は、医学的な治療を必要とする入所者のために、次のとおり医療機関を定める。

(医科) (1) 福井勝山総合病院

住所：福井県勝山市長山町 1-6-21

(歯科) (1) 篠島歯科

住所：大野市春日 1-3-13

(2) ナカミチ歯科

住所：福井県勝山市郡町 1-1-18

(秘密の保持)

第 20 条 職員は正当な理由がなく業務上知り得た入所者並びに家族等関係者の情報を漏らしてはならない。又、退職後も正当な理由がなく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第 21 条 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から当該施設の退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第 22 条 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスについて、入所者並びに家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情対応の窓口を設置する。

- 2 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスについて、介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書、その他物件の提出若しくは提示の求め又は、当

該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、或いは入所者からの苦情に関して市町が行う調査に協力すると共に、市町からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、市町から求めがあった場合には前項の改善の内容を市町に報告する。
- 4 施設は、提供した介護老人福祉サービスに関する入所者からの苦情について、福井県国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 23 条 施設は、事故発生及び再発防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応並びに事故発生防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生したとき、又は、それに至る危険性がある事態が生じたときに当該事実が報告される体制や、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的な実施
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町や利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に対してとった対応を記録する。
 - 3 施設は、入所者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための要綱を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(記録の整備)

第 25 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する介護福祉サービスの提供に関する記録を整備し、その
完結の日の属する年度の翌年から起算して、5年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町への通知に関する記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して取った対応の記録

(その他運営に関する事項)

第 26 条 施設は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料、その他サービス内容
及び協力医療機関に関する事項を掲示する。

- 2 施設は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流
に努める。
- 3 施設は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事項の運営に関する必要事項は、法人の理事長
と施設長が協議して決める。

- 附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。